

二八八  
総資第二×九号

昭和二十三年七月一日

総理廳官房監査課長

総務局長 惣持伊五郎 殿

調査表及びカード提付方変更の件

資格審査申請に当り従来調査表二部カード三部と提付する事となつていたが、都合により今後は、二級官、同待遇者及び同格者以下の分については、調査表及びカード各一部宛を提付し、残部調査表一部（カードは不要）は、当方より何分の申入れ

があるまで、貴省（廳）において保管し置かれるたい。

一級官、同待遇者、同格者及びその他は、従来通り調査表二部カード三部宛送られたい。

なおプリントは、従前通り氏名に振仮名を附して三十部添付されたい。